

## つくだ煮類の表示等に関する協定書

締結 昭和56年3月26日

改正 平成9年3月28日

兵庫県（以下「甲」という。）と兵庫県調理食品協同組合（以下「乙」という。）は、消費者の利益の擁護及び増進を図るため、つくだ煮類の適正表示及び消費者苦情の処理等に関して次のとおり協定する。

### （基本原則）

第1条 乙及び乙に加入しているつくだ煮類の製造業者、加工業者又は販売業者等であつて、当該つくだ煮類の最終責任を負う立場にある者（以下「事業者」という。）は、この協定書に定める諸事項を誠実かつ適切に実施しなければならない。

2 乙は、事業者の製造、加工又は販売するつくだ煮類の表示が適正に行われるよう指導しなければならない。

### （定義）

第2条 この協定書で「つくだ煮類」とは、水産物、農産物又は畜産物を原材料として、醤油、砂糖、味淋その他調味料を加えて煮しめ、一般に味を濃厚にし、水分を少なくして保存性を高めた製品及びこれらの製品を原料として二次加工した製品であつて、包装の施されたものをいう。

### （必要な表示事項）

第3条 事業者は、次の各号に掲げる事項を、つくだ煮類の容器又は包装の見やすい場所に、邦文で、明瞭に表示しなければならない。

なお、表示に用いる文字は、8ポイントの活字以上の大きさで、地色と対照的な色とするが、容器、包装の面積が狭いため、当該文字を使用することが困難なものについては6ポイントの活字以上とする。

1 名称

2 原材料名

製品に占める重量の割合の多いものから順に記載することとする。

なお、原材料名欄には食品添加物も含めて記載するものとする。

3 内容量

4 品質保持期限又は賞味期限

（製造年月日表示は事業者の任意とする。）

6 保存方法

7 使用上の注意

開封後の取扱方法及び用途上の注意等を記載する。

8 事業者の氏名若しくは名称並びに製造所若しくは加工所の所在地

### （不当表示の禁止）

第4条 事業者は、つくだ煮類の容器、包装、説明書、ポスターその他広告において次の

各号に掲げる事項を表示してはならない。

1 賞でないものを賞であるかのように誤認させるおそれがある表示

2 自己の取り扱う他の商品又は自己の行う他の事業について受けた賞、推奨等を、当該商品について受けたものであるかのように誤認されるおそれがある表示

3 官公庁、神社、仏閣その他著名な団体又は個人が購入又は推奨しているかのように誤認されるおそれがある表示

4 前各号に掲げるもののほか、一般消費者に誤認されるおそれがある表示

(違反者に対する措置)

第5条 乙は、第3条及び第4条の規定に違反する事実があったときは、直ちに必要な調査及び指導を行わなければならない。

2 乙は、甲が第3条及び第4条の規定に違反する事実を通知したときは、直ちに必要な調査及び措置を行い、甲に報告しなければならない。

(苦情処理)

第6条 事業者は、自己の製品について消費者から苦情があったときは、責任をもってその解決にあたるものとする。

2 前項の苦情に関連して、消費者に損害を与えたときは、補償その他必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の措置を講じても解決が困難である場合には、乙があっせんその他必要な措置を講じなければならない。

(苦情処理体制の整備)

第7条 乙は、消費者からの苦情を適切かつ迅速に処理するために、これに必要な体制の整備に努めなければならない。

(公表)

第8条 甲は、必要に応じてこの協定書に定める諸事項の履行状況を調査し、公表できるものとする。

(協定細目書)

第9条 この協定の実施に関して、必要な事項は、細目書で定めるものとする。

(協定の改正)

第10条 この協定書を改正する必要があると認めるときは、甲及び乙が協議して改正するものとする。

(その他)

第11条 この協定書に定めのない事項、又はこの協定書の解釈に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、昭和 56 年 7 月 1 日から施行する。ただし、この協定の施行日前に製造されたものについては、なお従前の例によるものとする。

附 則

改正した協定は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この協定の施行日前に製造されたものについては、なお従前の例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

平成 9 年 3 月 28 日

甲 兵庫県知事 貝原俊民

乙 兵庫県調理食品協同組合  
理事長 岩本克巳